

2004年3月15日

地方連盟及び所属団体各位

「賠償保険制度」導入のご案内

日本勤労者山岳連盟
労山遭対基金管理委員会

早春の候、日頃は労山運動へのご尽力を頂き、有り難くお礼申し上げます。

この度の2004年2月の第26回総会において「賠償保険制度」の導入が承認されましたので、ここにお知らせいたします。

この「賠償保険制度」は、1999年6月に開かれた第1回遭対基金全国会議で要望が出されて以降、2002年6月の第2回同会議においても強い要望がありました。これを受けて、遭対基金管理委員会では、数年間にわたる検討のすえ、遭対基金による補償の追加ではなく、民間の保険会社による「賠償保険制度」を採用することにいたしました。数社との交渉の結果、三井住友海上火災保険会社による商品開発が具体化したものです。遭対基金とはまったく別のものですので、ご了承下さい。

保険商品の詳細は、同封のパンフレットに記載されておりますが、下記の三つのプランになっております。本年6月26日～27日に開催されます第3回遭対基金全国会議（各地方連盟より1名参加）では、賠償保険制度を説明する時間も予定しております。

なお、具体的な問題が発生した場合に、労山遭対基金の顧問弁護士による法律相談が受けられるよう窓口を設けます。

記

(1) 人に損害を与えたときの 「労山個人賠償責任プラン」

山行活動中の偶然の事故により他人に損害を与え、治療費・慰謝料・修理費などを賠償する法的責任が生じたときに保険金が支払われます。個人賠償責任の保険金は最大1億円まで、加入者本人の死亡等に対しても100万円まで支払われます。

国内外の事故が対象となります。山だけでなく、日常の賠償事故も対象となります。同居の家族の賠償事故も対象となります。賠償裁判をおこされたときの、裁判費用・弁護士費用も保険会社の事前の同意を得られれば、支払われます。

保険料は1年一括払いの年間保険料です。週日以上仕事をしている有職者は350円。その他の人は770円。申込先は（有）セブンエーです。

申込方法は、加盟団体ごとに 加入者名簿（同封の労山個人賠償制度 加入依頼書）を申込先に郵送Xまたはメールで送付します。申込内容確認書と郵便振替用紙が返送されてきますので、郵便局から保険料を入金します。初回X切は2004年5月10日名簿必着、同年6月1日責任開始。以後は途中加入扱い（保険料月額）*詳細は、赤色のパンフレットをお読み下さい。

(2) 山行タイプ別に便利に使える 「 労山短期掛け捨てプラン」

山行期間中に限定して、公開山行への一般参加者など、誰でも入れる保険です。

《保険のタイプは下記の3つ》 各タイプ1名につき2口まで可。

公開山行・ハイキングタイプ（労山ハイキング特約定義に準じる）

<タイプコード 100> 3泊4日、保険料1名00円。死亡等で最大50万円。入院1日2000円。

通院1日840円。

<タイプコード H> 3泊4日の場合、保険料1名900円。死亡等で最大300万円。入院1日4000円。通院1日1650円。他に6泊7日、13泊14日もあります。

山岳タイプ（国内山岳活動のほぼ全てが対象。ピッケル・アイゼン・ザイル等の登山用具利用の山行に対応）例）3泊4日の場合、保険料1名1000円。死亡等で最大258万円。入院1日2400円。通院1日1200円。他に6泊7日、13泊14日もあります。

救助隊・隊員タイプ（万一に備える上乗せ補償）

例）3泊4日の場合、保険料1名500円。死亡等で最大900万円。入院1日9000円。通院1日1900円。他に6泊7日、13泊14日もあります。

申込先は、労山賠償保険センター。申込者は、各山行の実施者。

申込方法は、山行の実施前に加算者名簿（同封の労山短期保険プラン 加入依頼書）を労山賠償保険センターにメールまたはFAXで送付し、保険料を郵便局から入金します。申込手続き完了後、契約発効となります。*詳細は、白色のパンフレットをお読み下さい。

（3）労山の行事主催者のための 「労山行事主催者賠償責任プラン」

公開山行や登山教室などの行事山行で、参加者や第三者が怪我をしたり、財物を壊した時などに、賠償する法的責任が生じた場合に、行事主催者の賠償責任を補償します。

クリーンハイクや雪崩講習会、各種登山学校などの年間行事として計画が組まれている行事を事前にまとめて契約します。また行事予定が決まった段階での個別契約も可能です。

行事の企画・主催・運営をするには、安心・簡単・便利なプランです。

申込先は、（有）セブンエーで、行事主催者ごとの契約となります。

申し込み方法は、**行事主催者が**、行事实施前に対象行事を、前年度実績と行事予定（同封の労山行事主催者賠償責任保険制度 主催行事報告書または報告書 兼加入申込書）を郵送Xまたはメールで送付します。後日、手続きに必要な書面が送られてきますので、契約書への署名捺印と保険料の払込を行います。確認後、責任開始。

《主な支払対象》

賠償した治療費、休業補償費、慰謝料、修繕費。保険会社の承認にもとづき支出した裁判費用、弁護士費用などの訴訟費用。応急手当をしたり、病院へ運んだりするに要した費用。

《このプランには以下の保険契約タイプがあります》

小契約タイプ 1契約あたりの最低保険料9000円。

身体賠償は1名4000万円、1事故5千万円。財物賠償は1000万円が限度で、免責1万円。1行事あたり100名まで1000円、100名を超えるごとに1000円加算。

大契約タイプ 1契約あたりの最低保険料90000円。

身体賠償は1名1億円、1事故億円。財物賠償は1000万円が限度で、免責1万円。

1行事あたり100名まで2000円、100名超ごとに2000円加算。

*詳細は、黄色のパンフレットをお読み下さい。

（有）セブンエー 〒93-0832 東京都八王子市散田町-11-11 関谷ビル105

Mail ; info@e7a.jp URL ; www.e7a.jp

賠償保険センター FAX ; 020-4668-4949 Mail : b-hoken@jwaf.jp